

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十八号の項中「九十五番一」を「百十五番十三」に改め、同表二百十八号の項中「宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字西ノ谷一万五百五十二番から同郡」を「熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡」に改め、「千七百七十五番一まで」の下に「（同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一番一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六百四十九番一及び同町大字三ヶ所字榎ノ木谷一万三百九十四番七を経て同町大字三ヶ所字小道一万五十七番一までを除く。）」を加え、「及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで（同郡日之影町」を「（同町）」に、「及び同市」を「を除く。）及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで（同市）」に改める。

附 則

この政令は、令和五年八月一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。